

Title	加藤祐治著 日本帝国主義下の労働政策
Sub Title	Yuji Kato, Labour policy of the Japanese imperialism, 1970, Tokyo
Author	黒川, 俊雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1970
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.63, No.7 (1970. 7) ,p.608(82)- 613(87)
JaLC DOI	10.14991/001.19700701-0082
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700701-0082">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19700701-0082</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

加藤 祐治 著

『日本帝国主義下の労働政策』

1

日本における第2次世界大戦中の労働政策の研究は非常にたちおくれた。それは、まさに大戦中、日本帝国主義の侵略戦争を容認した上で、もっぱら「戦時社会政策論」としておこなわれたにすぎなかった。本書は、このような研究のたちおくれを克服しようとして、大戦中の労働政策を、戦時国家独占資本主義労働政策としてとらえ、とくにレーニンが第1次世界大戦中に注目したいわゆる全般的労働義務制の生成、発展、消滅の過程において、分析したものであり、まさに劃期的な労作であるといえる。もちろん、すでに、大原社会問題研究所の『日本労働年鑑』特集版として戦後公にされた『太平洋戦争下の労働運動』『太平洋戦争下の労働者状態』をはじめとする資料的価値をもった書物はたくさん出されている。また、太平洋戦争史のなかで戦時労働政策を分析した書物も公にされている。私もかつて公にした『日本の低賃金構造』という著書のなかで、戦前と戦後を結びつける上で必要なかぎり、第2次世界大戦中の労働政策分析をおこなった。しかしいずれも、戦時労働政策だけを深く追求したものではなく、きわめて不十分なものではない。それ故本書のように戦時労働政策を科学的に分析した書物はまだなかったといっても過言ではなからう。

第2次世界大戦後の現在、国家独占資本主義が、戦時や深刻な政治的危機や激しい経済恐慌の時期における一種の非常措置としてでなく、恒常的な制度として形成され、そのもとで独特な労働政策が推進されつつあるので、最近ようやく現代の労働政策を国家独占資本主義の政策体系のなかで科学的に分析しようとする試みがあらわれはじめている。しかし、本書の著者も鋭く指摘しているように、それらの試みは、戦後の日本資本主義分析や社会政策、労働政策、労働運動研究の成果を継承して、いきなり戦後の分析にすすみ、戦時の日本資本主義、労働政策分析を欠落させているか、

そうでなければ、国家独占資本主義労働政策分析のための理論上の諸問題を提起するにとどまっている。本書の著者は、このような状況にある戦後の現状分析を一步前進させる意図を強くもちながら、拙著『日本の低賃金構造』に大きな関心を示されて批判と評価を寄せられ、自らは文字どおり丹念に日本における戦時国家独占資本主義労働政策、全般的労働義務制の歴史研究に没頭され、その成果を雑誌などに論文として発表されては私に批評を求められてきた。しかもかたわら私などとともに戦後の国家独占資本主義労働政策の現状をも調査研究されながら、すでに発表された雑誌論文に良心的な筆を加えられ、ようやくできあがったのが本書である。

このような経緯からも、本書は、たんに戦時国家独占資本主義労働政策の歴史研究ではなくして、戦後の国家独占資本主義労働政策の現状分析への問題意識を鮮明にもっている著者の研究成果として、貴重な労作であるということがわかるであろう。

2

まず、本書の構成をみると、つぎのようになっている。

序章 問題の所在と研究の前提

第1節 研究の現代的意義——国家独占資本主義労働政策と日本労働問題研究の反省

第2節 国家独占資本主義労働政策としての全般的労働義務制の考察

1. 国家独占資本主義の労働政策に関する一般的考察
2. 国家独占資本主義の労働政策としての全般的労働義務制の一般的考察
3. 日本国家独占資本主義労働政策と全般的労働義務制に関する若干の問題

第1章 日本における全般的労働義務制の法的発生

第1節 全般的労働義務制の法的発生の経過

第2節 全般的労働義務制の法的発生の諸条件

第2章 日本における全般的労働義務制の成立

第1節 国家総動員法における徴用規定の特質

第2節 全般的労働義務制の法的確立

1. 日本資本主義の急激な軍事化と「労働力不足」
2. 「軍需工業動員体制」の推転とその新たな体制への転化

第3章 日本における全般的労働義務制の展開

第1節 全般的労働義務制展開の諸前提に関する若干の考察

1. 日本戦時国家独占資本主義の成立と労働政策展開の経済的基礎
2. この期におけるいわゆる「労働力不足」問題の歴史的性格
3. 法制的上部構造の促進
4. 階級闘争における労働者階級の相対的敗北

第2節 全般的労働義務制の基軸としての徴用制の実施と展開

1. いわゆる労働移動防止政策の展開に関する若干の考察
2. 徴用制を基軸とする全般的労働義務制の展開

第3節 全般的労働義務制の基軸としての徴用制の実態

1. 建前としての徴用制
2. 徴用制の実態

第4章 日本における全般的労働義務制の挫折と再構成

第1節 日雇労働者把握の失敗と全般的労働義務制の挫折

第2節 植民地労働力の導入による全般的労働義務制の再構成

第5章 日本帝国主義の敗北と全般的労働義務制の崩壊

著者は、最初に序章で、まず、戦前の日本資本主義分析、社会政策研究を論評して、戦時国家独占資本主義労働政策研究の意義を明らかにした上で、理論的に国家独占資本主義労働政策および全般的労働義務制をどうとらえるか、そして日本のそれの特徴はなにかを解明している。この序章には、多くの問題があるが、書評の最後にのべることにして、第1章から順を追って本論の具体的内容を検討してみることにしよう。

著者は、まず、「第1章 日本における全般的労働義務制の法的発生」のなかで、戦前の日本資本主義発達史分析の古典的成果である山田盛太郎著『日本資本主義分析』が「第2階梯の本格的形態における金融資本確立過程」を表現するものとしている第1次世界大戦中大正7年の軍需工業動員法の成立過程を、法案が修正されて成文となるまで具体的に分析し、この軍需工業動員法の制定で、「実質上全国民を労働義務下におく全般的労働義務制の法的基礎が成立した」とする。そしてこのような法的基礎があらわれた理由、お

よびこの労働力確保政策が、イギリスなどとはちがいでドイツと同じような全般的労働義務制という形態をとってあらわれた諸条件を、利用しうるかぎりの具体的な資料にもとづいて、明らかにしている。そして最後に、この軍需工業動員法がついに発動されなかった事情を規制した2つの基本的な諸条件をあげて、まさにこの法を原型として1938年に成立した国家総動員法の分析にはいっていく。

「第2章 日本における全般的労働義務制の成立」がまさにこの国家総動員法の分析にあてられている。筆者は、ここで、国家総動員法と軍需工業動員法とを、その成立の理由や諸条件とともに、できるだけ具体的な資料にもとづいて、きわめて綿密に比較検討して、両者の区別と関連を明らかにし、国家総動員法の全般的労働義務制としての性格を浮きぼりにしている。著者によれば、軍需工業動員法も国家総動員法も、ともに、それを成立させた条件は、「労働力不足」の深刻化であった。しかし前者のばあいには、軍工廠によって強行されてきた軍事生産を民間重工業をもまきこんで大規模化する方向を指示するものであったが、後者のばあいには、この方向を、満州侵略から日中戦争開始前後にかけて、労働者階級にたいする弾圧を背景とする急速な重化学工業化によって推進したことから達成されたものであったとする。しかも軍需工業動員法成立に明治5年の徴発令が大きな役割をはたしたように、国家総動員法成立に軍需工業動員法が大きな役割をはたしているが、前者は、絶対主義的内容がもりこまれていた徴発令の外被の中に新たな国家独占資本主義的内容をもちこんだものであるのに対して、後者は、もともと国家独占資本主義的内容をもった軍需工業動員法の形成を、帝国主義侵略戦争の開始という新たな情勢に促進されて、現実的なものに整備したものにはかならないと著者はみる。しかも軍需工業動員法を20年間も「いわば冬眠状態」においた諸条件のうちの「軍縮問題」が、逆説的にも、軍需工業動員法を揚棄して、新たな軍需工業動員法として国家総動員法成立のための一契機となったことを指摘している。このような歴史の弁証法が、ダイナミックにえがきだされていることは注目に値する。ただ、欲をいえば、著者の主張するように、国家独占資本主義の蓄積方式のなかで全般的労働義務制をとらえようとするならば、この間における日本独占資本主義の蓄積機構そのものの展開過程の経済学的分析をもっと立入っておこない、それを土台として解明してくれればもっとよかつた

うに、と希望しないわけにはいかない。この点は「第3章 日本における全般的労働義務制の展開」においてもいいうところである。

第3章の「第1節 全般的労働義務制展開の諸前提に関する若干の考察」のなかの「1 日本戦時国家独占資本主義の成立と労働政策展開の経済的基礎」はあまりにも簡略にすぎ、戦時国家独占資本主義の蓄積機構を十分明らかにしていない。しかし「2 この期におけるいわゆる『労働力不足』問題の歴史的格」は、「労働力不足」が国家的規模で問題とされるにいたった時期として、第1に、「第1次大戦中の時期」、第2に、「日中・太平洋戦争の時期」、第3に、「最近のいわゆる『高度成長』期からはじまって今日にいたる時期」という3つの時期をあげて、比較検討し、本書が考察の対象とする第2の時期の性格を特徴づけており、注目されるべきであろう。しかし、第1に、「地主制」の有無、第2に、「軍事動員」の有無、第3に、「産業構造の高度化」における質的相違を列挙しているが、いずれも国内的条件にとどまっておき、とくに第3の条件については、これを規定する国際的諸条件の相違に論及していないのは残念である。

けれども「第2節 全般的労働義務制の基軸としての徴用制の実施と展開」は、けだし本書における庄巻といえるであろう。著者は、この「展開」の時期を大きく前期と後期に分けて、前期を「いわゆる労働移動防止政策の展開」の時期とし、この時期を「熟練工、下級技術者獲得対策の時期」と「未経験工、未熟練工獲得対策の時期」とに細分し、後期を「徴用制を基軸とする全般的労働義務制の展開」の時期として、きわめて精密な分析を加えていく。そうして「第3節 全般的労働義務制の基軸としての徴用制の実態」のなかで、法体系として完成された徴用制の「建前」と「実態」の矛盾を解明して、そこに第4章で論及される「挫折と再構成」および第5章で結論的にのべられる「崩壊」の必然性を把握している。

## 3

では、この庄巻ともいべき第3章において、注目すべき成果は、いかなる諸点であろうか。

第1に、労働移動防止政策を労働力配置政策の一環としてとらえながら、労働力移動の条件が存在していたために、労働移動防止策が「完全な成果」をあげえず、労働移動が、「生産力増強」の障害となったばかりでなく、「労働者の自然発生的抵抗の一形態」とさ

えなったことから、消極的労働力政策である労働移動防止政策から、「労働移動」と「労働力不足」問題を一挙に解決しようとする徴用制を基軸とした全般的労働義務制が強行されるにいたった経過を説得力のある論旨で明らかにしている。

第2に、従来徴用制といえば、ややもすれば「新規徴用」「増員徴用」だけに眼をうばわれがちであったが、「現員徴用」「自家徴用」もふくめて徴用制をとらえ、全人民を威嚇し、全人民をして軍事監獄に追込む槓杵であるとともに、多数人民を直接的に搾取する手段として明らかにしている。そして徴用制が建前とは裏腹に、支配層に「労働義務」をまぬかれさせ、しかも賃金統制、「労働の強化」、「労働の稀釈化」をともなっていたことを著者は暴露している。ただこのなかで、労働時間の問題、就業時間制限令の本質に一言もふれていないのはどういふわけであろうか。賃金統制令と就業時間制限令とはきりはなしえないものとしてとらえられるべきものではなからうか。この点は、著者に再考をうながしたいところである。

第3に、農業の半封建的構造が、工業における低賃金労働力確保に決定的な促進を与えたこと、軍事工業への大量の労働力確保のための農業人口の流出要請と、「食糧増産」のための大量の農業労働力確保の必要性という二律背反をきわめて具体的に明らかにしている。さらに、女子に対しては、農業労働力として、また家族制度維持のために、新規徴用が制限され、「自発的」に出す「低度の徴用の形態」にとどまったことにも論及し、これらの点に、徴用制を基軸とする日本の全般的労働義務制を「挫折」させ「崩壊」させた要因を認めるにいたっている。

第4に、徴用制に対する日本の労働者階級の自然発生的抵抗に論及し、徴用労働者の「不満」の実態、その隠然たる闘争諸形態と公然たる闘争諸形態を具体的に示し、實際上すでに前衛党を失った日本の労働者階級の自然発生的闘争に対して、日本戦時国家独占資本主義が弾圧を、機構整備と並行しておこなわざるをえなかったことを論じている。

このように第3章をしめくくった上で著者は、「第4章 日本における全般的労働義務制の挫折とその再構成」において、すでに第3章で指摘したように、その展開過程において矛盾をはらんでいた日本の全般的労働義務制が、まさに半封建的基本構造の上に立つ日本戦時国家独占資本主義によって、農業労働力の流出と女子労働力化をさしひかえるというかたちをとって

実現されざるをえなかったために、相対的過剰人口の減少、とくに停滞的過剰人口、日雇労働者の減少に直面しながら、やはり半封建的親方制度を崩壊させえないことから、ついに日雇労働者層を把握することも、その賃金上昇を統制することもなしえなくなって、「挫折」せざるをえなかったことを論述する。そして全般的労働義務制の「再構成」のために、もっぱら日本戦時国家独占資本主義が植民地労働力の導入に依存せざるをえなかったことを指摘している。しかも日本人の囚人労働力、白人の俘虜労働力よりも下に、強制連行した朝鮮人労働力を、さらにそれより下に中国人労働力を配置して、全般的労働義務制の底辺を支えてきたことを本書は暴露している。しかもこのような植民地労働力の導入によって全般的労働義務制は、戦争末期には事実上空洞化しながらも、名目的に維持されていたにすぎなかった、と著者は指摘している。そして最後に「第5章 日本帝国主義の敗北と全般的労働義務制の崩壊」において、敗戦によって天皇制国家権力そのものが自壊するとともに、全般的労働義務制が、「軍事監獄」に追い込んできた、最底辺の植民地労働者をはじめ、日本の労働者をたちあがらせ、労働運動の飛躍的發展をもたらした、占領軍の指令によってすでに事実上崩壊していた全般的労働義務制もその存立の根拠を失うにいたったことを著者は結論的にのべている。

なお本書が公にされてから、『現代史資料43 国家総動員』という貴重な資料が中村隆英・原朗両氏の解説つきで、みすず書房から出版された。おそらく著者もこの新しい資料にもとづいて、本書を再検討されることであろう。

## 4

さて、ところどころ批判を加えながら、本論を紹介してきたが、本書は、最初にも述べたように調期的な労作であり、労働問題研究の前進のために貴重な労作であったにはちがいないが、いくつかの点で、私に疑問をいだかせるところがないわけではない。そこでそのなかでとくに序論に示されている方法論上の問題点を二つあげておこう。

第1に序章のなかで、のべられている労働政策=社会政策の概念である。筆者は、序章第1節の終りにこう書いている。

「最後に一言しておかなければならないことは、本書がそのテーマに労働政策という語を用いたことにつ

いてである。この場合労働政策とは、国家が賃労働の問題にたいして働きかける一切の政策をさしており、筆者は社会政策という語もこれと同義に解している。だがこの際筆者があえて社会政策という術語を用いなかったのは、いたずらな概念いじりの末の混乱を避けたかったからである。すなわち筆者は譲歩としての側面のみを社会政策とする岸本英太郎氏の考えは、社会政策の一面のみをとらえたものであって、社会政策は岸本氏も「肯定」されている「社会政策論の基本的課題」の研究をもふくめてこう呼ばるべきであると考えている。筆者があえて社会政策という術語を用いなかったのは、いたずらに概念の詮索にとらわれて、現象の本質究明が妨げられるようなことがあってはならないと考えたからである。」

ここで社会政策をも労働政策と同義語とみて、「国家が賃労働の問題にたいして働きかける一切の政策」という漠然とした概念にしてしまい、「譲歩としての側面のみを社会政策とする岸本英太郎氏」を批判しているのは、明らかに誤っている。なるほど労働政策は漠然とした概念であり、譲歩・改良としての側面をもった政策と、弾圧、改悪としての側面をもった政策とを含んでいるが、社会政策は、それをどう規定するにせよ、譲歩・改良という側面をもった政策にほかならない。レーニンも、譲歩・改良という側面をもった政策を、社会政策とよぶか否かは別として、弾圧・改悪という側面をもった「反動的・保守的政策」から区別している。しかも従来社会政策といわれてきたものは、少くとも弾圧・改悪という側面をもった反動的・保守的政策をふくんではいない。もちろんこの二つの政策は、明確に区別されるにもかかわらず、万里の長城によってへだてられているわけではない。譲歩・改良という側面をもった社会政策は、資本の専制支配と搾取を廃絶するものではなく、それを抑制するものであり、少くともそれを促進するものではないかぎり、資本の専制支配と搾取の強化のために、その改良の実質を喪失させられるか、形骸化されてしまい、いつでも弾圧・改良という側面をもった反動的・保守的政策に転化させられやすい。しかもそのばあい、資本とその国家権力は、社会政策が労働者階級の闘争に対する「いやいやながらの譲歩」であるにもかかわらず、そうではなくて、そのような闘争なしにもすすんでおこなった政策であるかのようにみせかけて、改良を利用して、労働者階級に闘争を放棄させ、そうでなくとも弱めさせて、改良の実質を結局はうばい去ろうとする。それ

ゆえにこそ、このようなことにならないためには、労働者階級の国家権力に対する、不断の闘争が必要なのであり、改良の実質はこのような不断の闘争によってかろうじてまもられるのである。ここにレーニンのいう改良の二重性をみることができる。しかもその改良を国家の立法的干渉によって保障させる社会政策にあっては、改良のための闘争が政府に対する労働者の政治的統一行動の形態をとり、資本による生産の社会化を通じて膨張する労働者階級を、組織労働者だけでなく、未組織労働者もふくめて、広く結集し、その「教の力」をいっそう發揮させて革命的な政治闘争を展開しようようにさせる。それゆえに労働者階級とその前衛は、意識的に、革命的な政治闘争のために、改良のための闘争を組織してきたのであり、とくに政府に対する闘争を一般民主主義運動として重視し展開してきたのである。

著者は、社会政策と労働政策を同一視しながら、譲歩としての側面をもつ「社会政策」のこのような点を一応は認めているようであるが、それも国家独占資本主義の成立以前の段階だけであるとみている。著者は、「序章第2節1 国家独占資本主義の労働政策に関する一般的考察」のなかでこうのべている。

「労働政策の譲歩としての側面をなすいわゆる『社会政策』は、しばしばこれ以前の段階に見るようなそれ独自の存在たりえず、右に見た国家独占資本主義の資本蓄積政策としての労働政策的側面に包摂され、しばしばその従属的形態をとってあらわれる。」

このようなことを裏づける例として、著者は、(注)のなかで、改良の実質をまったくもっていないわが国現行最低賃金法をあげて、あたかも国家独占資本主義下の社会政策一般がこのようなものであるかのように印象づけ、フランスの最低賃金制をまったく例外的な社会政策であるかのようにのべている。このように社会政策が国家独占資本主義の資本蓄積政策としての労働政策的側面に「包摂」され、しばしばその「従属的形態」をとっているということから、一般的に改良の実質をつねに失ってしまっているかのようにみているのは、著者が国家独占資本主義をきわめて一面的にしかみていないことの反映にほかならない。いうまでもなく、譲歩・改良という側面をもった社会政策は、国家独占資本主義の資本蓄積様式に規定されているが、それゆえにたえず資本蓄積の進行を制限する改良の実質を抜き去られ、その資本蓄積政策の一環である反動的・保守的な労働政策に転化されようとしている

反面、国家独占資本主義による生産の高度な社会化にもとづいて膨張した労働者階級の、結集しやすい条件を生かした対政府統一行動という形態をとった不断の闘争によってその改良の実質がわずかでもまもられ、そのかぎりにおいて、革命的な政治闘争を展開するために、その改良の実質をまもり、あるいは拡大するための闘争を可能にするのである。国家独占資本主義の成立は、決して資本主義体制の安定にもとづくものではなく、その全般的危機の一層の深化にもとづいているかぎり、以上のような反面が生ずることは当然であろう。

このように社会政策について一面的なみかたを著者はとりながら、第2に全般的労働義務制そのものについては「進歩的側面」と反動的側面とをもっているかのようにみている。

そしてその「進歩的側面」が「労働の社会化を徹底しておしすすめる」こと、さらには「労働者階級の主体的成熟を促進すること」、「小ブルジョアをして労働者階級を中心とする広汎な反独占の統一戦線に結集せざるをえなくさせる」ことであるとしている。しかし全般的労働義務制は、あくまで形式的な制度にすぎず、それ自体、「労働の社会化」をおしすすめたり、「労働者階級の主体的成熟」を促進したり、ましてや、「小ブルジョアをして労働者階級を中心とする広汎な反独占の統一戦線に結集」させるわけではない。それ自体はあくまで「最新の独占資本主義にもとづく一歩前進」であり、「社会主義の物質的基礎の完全な成熟」でしかない。だからこそ、「革命的民主主義国家」のもとで、労働者、兵士、農民代表ソヴエトによって実施されて、はじめて「社会主義にむかっただけの巨大な一歩」となるのであり、逆に、国家独占資本主義のもとで、独占ブルジョアと地主によって実施されるかぎり、労働者に対する「戦時強制労働」になる、とレーニンは指摘したのである。いうまでもなく「労働の社会化」をおしすすめ「労働者階級の主体的成熟」を促進し、「小ブルジョアをして労働者階級を中心とする広汎な反独占の統一戦線」に結集させる条件・可能性をつくるのは、国家独占資本主義そのものにほかならない。そしてこの可能性を現実性に転化させるのは、まさに国家独占資本主義のもとでも、改良の実質をそなえた社会政策を実施させ、あるいはその改良の実質をまもり、拡大するための、対政府統一行動を革命的な政治闘争の発展のために組織すること以外にはない。

著者も、労働階級が前衛党を事実上失って階級闘争

において相対的に敗北したことによって、全般的労働義務制が成立するとみているかぎり、そのような全般的労働義務制そのものが直接に「小ブルジョアをして労働者階級を中心とする広汎な反独占の統一戦線に結集せざるをえなくさせる」とみるのは、明らかに自然成長主義にほかならない。

5

では、以上指摘したような本書の方法論的弱点は、本書の分析にどのようにあらわれているだろうか。本書が対象としている日本の全般的労働義務制の成立、展開、挫折、再構成、崩壊の過程では、資本の側の譲歩としての改良の実質をそなえた社会政策は、わが国ではそれ以前からすでに徹底的なものであった上に、壊滅させられてしまったので、社会政策概念に関するかぎり、その弱点は、本書に直接的にはあらわれていない。しかし全般的労働義務制が、日本のように、帝国主義戦争の敗北によって、帝国主義そのものとともに、労働者階級の相対的敗北の上に「自己崩壊」したばあいと、フランス、イタリアなどのように、労働者階級とその前衛の大衆の闘争によってその成立が阻止され、あるいはその展開がさまざまに妨げられたばあいや、「自己崩壊」でなく、ついに粉砕されたばあいとが、戦後の「労働運動の飛躍的発展」に及ぼす影響にどのような相違を示すにいたるかを解明するためにも、また、戦後の国家独占資本主義の恒常的の形成・発展のもとで労働政策が、社会政策との関連で、いかなる諸条件のもとで全般的労働義務制に転化するか、あるいはしえないかを解明するためにも、以上のような諸点を理論的にもっと明らかにしておく必要があるだろう。

最後に、著者にきわめて勝手な批判を加えた非礼をおおびして、このつたない書評の筆をおくことにする。

(お茶の水書房・1970年2月刊・A5・269頁・1300円)

黒川俊雄

『サミュエル・ゴンパーズ自伝』

—70年の生涯と労働運動—

Seventy Years of Life and Labour, An Autobiography by Samuel Gompers, E.P. Dutton and Co. 1925, New York.

「労働運動とは気ばねの折れる情婦のごときものである」(本訳書、上巻275頁から)

1

偉大な人の伝記をよむことは楽しい。たんに小説的な面白さからという点だけでなく、その人の生きた時代を思い、豊かなそしてきびしい人生体験に接すること、それはまさに読む人にとってもまた追体験という形で心に深く刻み込まれる。

本書は、アメリカ労働総同盟(AFL)の創始者で、アメリカ合衆国のみならず、その他の国々の運動にも大きな影響をあたえたゴンパーズの自叙伝である。しばしば指摘されるように、自伝というものは、多分に小説的要素をもっており、従ってそこには、必ずしもあてにならないような記述や、著者の思いが、記憶が、人間として誰にも避けられないような欠陥や、またその人柄によつてはひどく誇張したり、自己の正しさだけを強調するというような弊害に陥りがちなものである。その意味では本書もまたその例外ではありえないように思われる。しかし、アメリカ労働組合運動のみならず、ひろく国際労働運動に大きな足跡を残したゴンパーズの自伝が、寺村誠一氏他の方々によって邦訳されたことに非常に大きな喜びを感じるひとりである。

人によって、ゴンパーズの評価はさまざまであるが、筆者は、日本の労働組合運動の研究の点で、かねてこの人物に限りない興味と関心を感じてきた。周知のように、黎明期の日本労働運動の先駆的指導者のひとりであった高野房太郎は、在米中このゴンパーズからいろいろと指導をうけ、日本に帰ってからはAFLの方式による職業別組合運動を目指したのであった。<sup>(1)</sup>高野らの運動は、労働者階級の未成熟と明治政府のきびし

注(1) これについては、ハイマン・カプリン編著「明治労働運動史の一瞥——高野房太郎の生涯と思想——」(有斐閣、1964年)を参照。